

市第 2 号議案 横浜市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定

1 趣旨

市民ニーズの複雑化・多様化など公務を取り巻く環境が変化し、職員の幅広い能力開発が重要になっている中で、職員の能力開発の機会を多様化するため、地方公務員法に基づく「自己啓発等休業制度」を導入します。

2 自己啓発等休業制度の概要（根拠法：地方公務員法第 26 条の 5（H19.5.16 改正、H19.8.1 施行））

①制度の概要	任命権者は、職員が申請した場合、条例で定めるところにより、当該職員が 3 年を超えない範囲内において大学等の課程の履修又は国際貢献活動のための休業（自己啓発等休業）をすることを承認することができる制度。
②休業の承認要件	<ul style="list-style-type: none"> 本市在職 4 年以上の一般職職員 公務の運営に支障がなく、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認められる 勤務成績が良好 職務復帰後概ね 5 年以上の在職期間が見込まれ、職務復帰後に継続して勤務する意思があること 等
③休業の期間	<ul style="list-style-type: none"> 大学等の課程の履修のため：2 年以内（大学等の課程の履修の成果をあげるため、特に必要な場合として任命権者が認める場合は 3 年以内） 国際貢献活動のため：3 年以内
④対象教育施設・国際貢献活動	
大学等の課程の履修のための教育施設	<ul style="list-style-type: none"> 国内外の大学、大学院 上記のほか、これらに準ずるものとして任命権者が認めるもの（短期大学、専修学校）
国際貢献活動	<ul style="list-style-type: none"> （独）国際協力機構（JICA）が行う開発途上地域での奉仕活動。 国連ボランティア計画が実施する奉仕活動のうち、（独）国際協力機構が推薦する奉仕活動。 上記のほか、外国の都市において行われる当該都市との国際交流の促進に資する奉仕活動のうち任命権者が認めるもの（※）。 <p>（※）姉妹・友好都市（8 都市）、パートナー都市（6 都市）及びアジア太平洋都市間協力ネットワーク（シティネット）会員都市（68 都市）で行う奉仕活動</p>
⑤給与等の取扱い	
給与	<ul style="list-style-type: none"> 自己啓発等休業の期間は、給与を支給しない。
職務復帰後の給料の号給の調整	<ul style="list-style-type: none"> 自己啓発等休業が職員としての職務に特に有用であると認められるものは 100 分の 100 以下、それ以外の場合は 100 分の 50 以下の換算率で調整。
退職手当	<ul style="list-style-type: none"> 自己啓発等休業の期間は、退職手当の算定となる期間から全て除算する。 ただし、職務復帰後の在職期間が 10 年を超える者、及び大学等の課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資すると認められかつ在職期間が 5 年を超える者は、休業期間の 1/2 を除算する。

横浜市職員の自己啓発等休業に関する条例案の概要

第1条	(条例制定の趣旨) 地方公務員法の規定に基づき、職員の自己啓発等休業について必要な事項を定める。
第2条	(自己啓発等休業の承認) 任命権者が休業を承認する場合の要件を定める。
第3条	(休業の期間) 休業できる期間を定める。
第4条	(大学等課程の履修のための教育施設) 休業の対象となる教育施設を定める。
第5条	(国際貢献活動) 休業の対象となる国際貢献活動を定める。
第6条	(休業の承認の申請) 承認の申請は、休業期間の初日及び末日並びに内容を明らかにしてしなければならないことを定める。
第7条	(休業の期間の延長) 第1項 第3条に規定する期間の範囲内において、休業期間の延長の申請ができることを定める。 第2項 期間の延長は、特別の事情がある場合を除き1回に限ることを定める。 第3項 休業の承認に関する規定を、期間の延長の承認についても準用することを定める。
第8条	(休業の承認の取消事由) 承認された休業を取り消す事由を定める。 (1) 正当な理由なく、大学等課程を休学し、若しくは頻繁に欠席していること又は奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。 (2) 大学等課程を休学し、停学にされ、又は授業を欠席していること、奉仕活動の全部又は一部を行っていないことなどの事情により、大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。
第9条	(報告等) 第1項 休業している職員が、任命権者から求められた場合のほか、任命権者に大学等課程の履修や国際貢献活動の状況を報告しなければならない場合を定める。 (1) 大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合 (2) 在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又は奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合 (3) 大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合 第2項 任命権者は、休業期間中、当該職員と定期的に連絡を取り、十分な意思疎通を図ることを定める。
第10条	(職務復帰後における号給の調整) 休業した職員の職務復帰後、当該職員の給料の号給を調整することができることを定める。
第11条	(退職手当の取扱い) 第1項 休業した期間は、横浜市退職手当条例に規定する在職期間から除算することを定める。 第2項 第1項の例外として、休業した期間の2分の1を在職期間に算入することができる要件を定める。
第12条	(委任) この条例の施行に関しその他必要な事項は、任命権者が定めることを定める。
附則	第1項 公布の日から施行することを定める(附則第3項のみ平成20年10月1日)。 第2項 「横浜市職員定数条例」を一部改正し、休業している職員を職員定数の対象外とすることを定める。 第3項 本条例第5条の中で、国際貢献活動を定義するために引用している「独立行政法人国際協力機構法」が改正(施行日は平成20年10月1日)され、これに伴い引用している同法の号数が変わるため、本条例の当該引用部分を改正することを定める。 第4項 「横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例」を一部改正し、企業職員についても、休業期間中は給与を支給しないことを定める。